

## より合理的な化学物質管理に向けて

半田 有通

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

何処の国も、安全・保安関係の法令は、実際の事故を教訓として、必要な規定を設けることから始まりました。所謂「仕様基準」といわれるものです。その結果、歴大で複雑な法令体系を抱えることとなった英国は、1974年新たな労働安全衛生法を制定しました。その要は、「So far as is reasonably practicable」（合理的に実施可能な範囲で）という言葉に象徴される、「性能基準」であり、「自主管理」でありました。平成9年、第9次労働災害防止計画策定の担当補佐となった私は、英国流をそのまま移植するのは容易ではないが、その精神は鑑としたいと考えて対処しました。

それから12年後の平成21年7月、現配置に就く際に、英国労働安全衛生法と9次防の精神を踏まえて、化学物質管理に取り組んでいこうと決意しました。平成22年1月から、労使、専門家の皆さんに御参集頂き、「職場における化学物質管理の今後のあり方」について、前後8回に亘る御議論を経て、7月に報告書がまとめられました。それを踏まえ、労働政策審議会安全衛生部会でさらに御審議を頂き、同年12月22日の労働政策審議会安全衛生分科会の建議が取り纏められました。

平成23年は、この建議を踏まえ、

イ すべての危険有害性を有する化学物質について、GHS基準に基づく情報提供のルールを導入すること

ロ リスクに基づく合理的な化学物質管理を進めるために、規制の性能要件化を目指すことに取り組んできました。

イについては、国連勧告（GHS）に基づき、危険有害性を有するとされる、すべての化学物質について、GHS基準に基づき情報を提供するルールを導入・普及しようとするものです。これまで、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」（平成4年労働省告示第60号）がありましたが、これは法令に根拠を持たない指導指針でした。今般、労働安全衛生規則を改正（平成24年1月27日公布、4月1日施行予定）して、それに基づく新たな指針として発出する予定（平成24年3月26日公示予定）であり、この指針に基づく取組は、努力義務となり

ます。

この指針に関して、もう一つ重要な取組があります。それは、「化学物質の危険有害性周知基準」ともいべき、JIS Z 7253です。これを経済産業省と協同して、平成24年3月26日に制定する予定です。当方の省令改正・告示制定と軌を一にして、経産省でも、化学物質管理法に基づき、情報伝達に関する指針を制定する予定（平成24年3月）です。出来れば一本に統一したいところですが、それぞれ根拠法が異なることから、単純な一本化は出来ません。そこで、両指針の共通プラットフォームとして、JISを制定する事を考えました。このJISが両指針の要求事項をカバーするように作れば、このJISが両法に基づく情報伝達ルールとして機能することが期待されます。

この情報提供のルールと対をなす考え方が、ロの「性能要件化」です。これまで、発散抑制措置としては、原則として、局所排気装置等に限定されていましたが、事業場からの申請に応じて、局排等以外にも多様な発散抑制措置を認めることができるような制度に改めようとしています。「何をやったか、やらなかったか」が問われる規制（仕様規定）から、「結果」を問う規制（性能規定）へ転換していかうとしています。「結果が問われる」というのは、或る意味厳しい面もありますが、その意志と能力がある事業者は、より効果的で、より経済的な取組を進めることが可能となります。

これらの取組は、化学物質管理だけでなく、労働安全衛生の歴史においても、転換点になると確信しています。安全も産業あってこそです。東日本大震災とそれに続く電力不足、歴史的円高に見舞われている我が国において、安全も、より合理的なものでなければならぬと考えます。こうした考え方の延長線上では、さらに、我が国化学物質規制を抜本的に見直す必要があります。そして、正にそういう時期に来ていると考えています。